

伊那市プレミアム商品券 **第3弾**

## 『取扱い登録店』継続確認及び新規募集のご案内

伊那商工会議所

## 伊那市プレミアム商品券を発行します！

**<登録無料> 予定 発行総額20億8000万円！**

伊那商工会議所・伊那市商工会では、未だ続く新型コロナウイルス感染症の拡大により低迷を続ける市内の経済の回復と消費喚起を図るため、伊那市の委託を受けて全業種で利用ができる「伊那市プレミアム商品券第3弾」を販売予定です。

つきましては、当プレミアム商品券を取り扱う継続登録店（令和2年11月～令和2年12月発行の商品券で登録済みの店舗等）及び新規登録店を下記実施要領により募集致しますので、ご確認のうえ、登録下さいませようお願い申し上げます。

お申込みにつきましては、<様式1>登録申込書兼誓約書にご記入のうえ、振込先金融機関通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方のコピーを添えて、同封の封筒または FAX（0265-73-7766）にて返信していただきますようお願い致します。（継続登録の方もご提出いただきますようお願いいたします。）

1. 発行券名	伊那市プレミアム商品券
2. 発行者	伊那市
3. 商品券発行総額	2,080,000 千円（内、プレミアム30% 480,000 千円含む）
4. プレミアム率	30%
5. 発行枚数・券構成	額面「1,000円券」×13枚1セット（13,000円分）を10,000円で販売 160,000冊 13枚中8枚は全店共通 5枚は中小規模店舗限定 店舗面積1,000㎡を超える店舗は、共通券のみ使用可 店舗面積1,000㎡以下の店舗は、共通券と中小規模限定券が使用可
6. 登録店資格・範囲	伊那市内に所在する店舗または支店等 ただし、以下の事業者は対象外とします。 ・反社会的勢力と関係を有している事業者 ・法令又は公序良俗に反する事業者
7. 登録店の表示方法	登録店ポスターの掲示、伊那商工会議所・伊那市商工会等のHPで紹介
8. 商品券販売場所	伊那市役所、伊那商工会議所、伊那市商工会
9. 商品券購入限度額	1人100,000円（10冊）（申込が発行総額を超えた場合は調整となります）
10. 商品券の利用範囲	登録店の取り扱う商品・サービス等を対象とします。但し、次のものは対象外とします。 ① 性風俗関連特殊営業において提供される役務 ・店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業※風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する。 ② 換金性の高いもの ・商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等 ③ 株券・先物・保険・宝くじ等の金融商品 ④ 国や地方公共団体への支払い及び公共料金等の支払い

	<p>⑤ 発売日以前の売掛金・未払金の支払い</p> <p>⑥ 商品券による購入が禁じられている商品（たばこ等）</p> <p>⑦ その他登録店が特に指定するもの(高額商品、工事代金等)</p> <p>※必ず事前に内容を明示して、トラブルにならないようにして下さい。</p>
11. 釣銭	釣銭は出さないものとする。
12. 商品券販売日 予定	令和3年11月4日（木）から 11月17日（水）まで。 休日を含む
13. 商品券の取り扱い 有効期限	令和3年11月4日（木）から令和4年2月28日（月）まで ※この期間を過ぎた商品券は無効とする。
14. 登録店の 換金有効期間	令和3年11月4日（木）から令和4年3月11日（金） ※この期間を過ぎた商品券は一切換金に応じません。
15. 商品券の換金請求 と入金処理方法等	後日登録店舗に通知します。
16. 換金時の負担額	換金手数料なし。額面どおりの金額で換金します。
17. 換金請求窓口	伊那商工会議所
18. 登録店の責務等	<p>(1)登録店であることがお客様に分かるよう、見やすい所に登録店ポスターを掲示すること。</p> <p>(2)万が一複製・偽造された券等不正に使用される商品券の受け取りは拒否すること。</p> <p>(3)お客様が利用した商品券の裏側に必ず店名を記入し、換金手続きを取ること。</p> <p>(4)登録店は商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。</p> <p>(5)登録店は自店の仕入等自らの営業活動に利用しないこと。</p> <p>(6)盗難、紛失又は滅失に対し、発行者はその責を負わない。</p>
19. 登録店申し込み 及び登録口座変更 方法	<p>別紙&lt;様式1&gt;申込書にご記入の上、振込先金融機関通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方のコピーを添えて、返信用封筒にて返信して下さい。(fax可)</p> <p>※同一事業所で複数店舗の申し込みを希望される場合は、店舗毎に申込書をご提出下さい。</p>
20. 登録店申込期限	<p>令和3年9月27日（月）</p> <p>※商品券の有効期間中は随時募集しますが広報物への記載ができない場合がありますので、ご了承下さい。</p>
21. 登録店申込先	伊那商工会議所 伊那市中央 4605-8 TEL 72-7000 FAX 73-7766
22. 実施主体	伊那市 担当 商工振興課（伊那市下新田 3050 TEL 78-4111 内線 2431）
23. お問い合わせ先	伊那商工会議所（伊那市中央 4605-8 TEL72-7000・FAX73-7766） 伊那市商工会（伊那市高遠町西高遠 833-6 TEL94-2309・FAX94-4160）

【この情報は、令和3年9月18日現在のもので今後変更になる場合があります】